

### 3. 協議項目別意見集約

#### 協議項目：(1) 合併の方式について

(意見集約)

合併の方式は、2つの商工会議所が解散して新たな組織として立ち上げる新設合併によることとする。

(協議経過)

本特別委員会は、合併方式に係る合併事例や先進商工会議所の合併方式を調査するとともに、当該合併に採用されている新設合併と編入合併について、それぞれがもつメリットとデメリットや法的手続きの相違点等を検証しつつ、慎重に協議を重ねました。

協議の中では、「対等に、しかも効果的な合併を果たす」とことと「将来を見据えた新しい商工会議所を創る」ことを主要な命題として、合併後の新商工会議所構想への取り組み、合併手続き、合併経費、組織改善、合併時に陥りやすい悪しき慣習等の排斥、会員減少のリスク、役員・議員の選任等の相違点などの多方面から、それぞれの方式のメリットとデメリットや、その程度について検討を加えました。

その結果、いずれの方式においても、デメリットを最小限に抑えながら、メリットを最大限に生かすことが求められるとともに、議論を一步進めて方式の選択にあたり何を優先させるべきかとの観点においては「それぞれの商工会議所は、歴史があるだけに今となつては不合理・非効率な部分もある。この合併を機にすべての制度、組織を見直し、将来を見据えた新しい商工会議所を創ろう」とのことから、片方が存続する編入合併ではなく両方の商工会議所が解散して新たな組織として立ち上げる新設合併方式を選択することの確認をいたしました。

#### 協議項目：(2) 新商工会議所の名称について

(意見集約)

合併後の新商工会議所の名称は「静岡商工会議所」とする。

(協議経過)

本特別委員会では、名称に係る法制度上の問題や使用の実態などを調査し、協議を行いました。

その結果、地区が一部行政区域を跨る場合や同一または類似の名称がある場合を除き、原則として都市名を用いることが通例であることや、既存の政令指定都市においてはすべて都市名を用いていること、そして、行政合併で市の名称が静岡市となっていることなどから、新商工会議所は「静岡商工会議所」と称すべきであるとの方向で意見集約を行いました。

## 協議項目：(3) 役員・議員の定数及び任期並びに選任方法について

(意見集約)

役員・議員の定数及び任期並びに選任方法は、次の通り取り扱うものとする。

### 1 役員 の定数及び任期並びに選任方法

(会頭)

- (1) 合併時の最初の会頭は、設立委員が、会員の内から1人を選任する。
- (2) 任期は、合併後最初の通常議員総会の日までとする。

(副会頭)

- (1) 合併時の最初の副会頭は、設立委員が、会員の内から4人を選任する。
- (2) 選任方法は、静岡・清水の各々の商工会議所の内から2人ずつを選任する。
- (3) 設立委員が、合併時の最初の副会頭に準ずる者1人を静岡商工会議所の会員の内から選任する。
- (4) 副会頭及び副会頭に準ずる者の任期は、合併後最初の通常議員総会の日までとする。

(常議員)

- (1) 合併時の最初の常議員は、設立委員が、議員の内から50人を選任する。
- (2) 選任方法は、静岡商工会議所から30人対清水商工会議所から20人の按分数により選出する。
- (3) 任期は、合併後最初の通常議員総会の日の前日までとする。

(監事)

- (1) 合併時最初の監事は、設立委員が、会員の内から3人を選任する。
- (2) 選任方法は、静岡商工会議所から2人対清水商工会議所から1人の按分数により選出する。
- (3) 任期は、合併後最初の通常議員総会の日までとする。

(専務理事)

- (1) 合併時の最初の専務理事は、設立委員が、1人を選任する。
- (2) 任期は、合併後最初の通常議員総会の日までとする。

(理事)

- (1) 合併時の最初の理事は、設立委員が、4人以内を選任する。
- (2) 任期は、合併後最初の通常議員総会の日までとする。

### 2 議員 の定数及び任期並びに選任方法

- (1) 議員定数は、150人とする。
- (2) 合併時の最初の議員は、設立委員が、会員の内から150人を選任する。
- (3) 選任方法は、静岡商工会議所から90人対清水商工会議所から60人の按分数により選出する。
- (4) 任期は、合併後最初の通常議員総会の日の前日までとする。

## (協議経過)

本特別委員会は、役員・議員の定数及び任期並びに選任方法が、新商工会議所の意思決定や商工会議所運営に大きな影響を持つことから、法制度上の問題をはじめ過去の合併における取扱事例等を調査する中で、慎重に協議を行いました。

はじめに、当該協議事項の現況として静岡・清水両商工会議所の合計定数を概観し、現任副会頭数は8人に、現任議員数は290人の多数となる一方、法定数は副会頭は4人以内に、議員数は各号議員を併せ150人以内と定められており、新商工会議所移行時において、定数間並びに定数と実数の間に大きな隔たりが生じるとともに、任期についても両商工会議所の役員・議員とも同一の平成22年10月31日となっているものの、合併の期日に係る新商工会議所移行後の期間に対する特別な配慮が必要であることが認められたところであります。

これらの現況を踏まえたうえで、協議の中では、①役員・議員の身分の取扱いについて基本的には、既に合併の方式を新設合併としていることから、法の規定に従うものとする②同時に、新商工会議所移行後の役員・議員の任期は、全国的な改選時期の統一化が進められている中で、その時期に準拠するための特別な配慮が必要であること等が指摘され、運用面での更なる調査の必要性が認められました。

そこで、設立委員により選任される合併後最初の役員・議員の選任手続きや、任期に係る合併後最初の議員総会開催時期等への特例措置の可否などについて関東経済産業局及び日本商工会議所の指導を仰ぐとともに、弾力的運用への精査を行いました。

その結果、全国的な改選期となる平成22年10月に併せて合併後の最初の議員総会を開催することについては、法制上で問題があり、特例的な開催はできないことが確認され、合併後最初の役員・議員の任期の特例的な取扱いや平成22年6月に議員総会を開催した場合に議員総会に向け新たに選任された役員・議員の任期の延伸についても法規定上の3年の任期を超えることとなり認められないことが確認されました。

本特別委員会は、以上の調査結果を踏まえ、さらに協議を重ね、以下の基本原則を基に意見集約を行うとともに、冒頭の意見集約結果との整合を図るため、下記の通り提案することとし、協議を終了しました。

## 記

役員・議員の選任については

- (1) 法の定めに基づき、設立委員により選任された役員・議員の任期が終了となる合併後最初の通常議員総会に向けて、合併後に、期間の特例的なものを考慮した選挙・選任手続きによる役員・議員の選任を行うこととする。
- (2) 合併後最初に迎える全国的な役員・議員の改選期に準拠して、平成22年11月1日から平成25年10月31日の期間を任期とする役員・議員の選挙・選任手続きを引き続き行うこととする。

- (3) 前記の(1)及び(2)の選任における役員・議員の定数の按分については、合併当初の按分数を尊重する。
- (4) 新商工会議所に、経済産業省通達により会員数に応じて設置が認められる「副会頭に準ずる者」を1人置く

#### 協議項目：(4) 主たる事務所の位置について

(意見集約)

新商工会議所の事務所の位置については、主たる事務所を静岡市葵区黒金町20番地の8(現 静岡商工会議所)とし、従たる事務所を静岡市清水区相生町6番17号(現 清水商工会議所)に置くこととする。

(協議経過)

本特別委員会は、主たる事務所をめぐる諸問題について、静岡・清水両商工会議所の地区の特色や商工業の集積状況等の現況確認と併せ、物的資源としての両商工会議所の事務所の現況や地域特性の把握に努め、主たる事務所の位置に係る要件や機能、諸課題について幅広くかつ慎重に協議を行いました。

そこで、本特別委員会としては、合併の意図するところは、両商工会議所の合併による規模の拡大に伴うスケールメリットを生かすだけでなく、執行体制の整備を図りつつ、会員に対し更なるサービスの向上を推進するとともに、両商工会議所の力を結集し、もって多様なニーズに対応したきめ細かな質の高いサービスを提供していくことにあるとし、議論を深めてまいりました。

その結果、既存の建物を有効活用すること、関連機関等、主な拠点は旧静岡地区に多く存在することなどを考え合わせ、現在の静岡商工会議所の位置を主たる事務所とし、清水商工会議所の位置を従たる事務所にすることとしました。

#### 協議項目：(5) 合併の期日について

(意見集約)

合併の期日については、平成22年4月1日とする。

(協議経過)

本特別委員会は、合併のための諸手続きに要する期間を予測し、合併までのタイムスケジュールを作成した上で、現実的に可能でかつ最速の合併期日について考えました。

合併に係る協議にかかる期間は、事務作業の時間や先進合併事例などから、概ね12～14ヶ月を要すると考えました。

新商工会議所設立には、合併契約書締結・公開～合併決議～設立委員の構成～定款等(事業計画・収支予算を含む)の決定と公告～会員の移行確認～経済産業大臣への認可申請・認可～設立登記等の期間を考慮すると、概ね5～6ヶ月を要すると考えました。

同様に、解散には、解散決議～財産目録・貸借対照表の作成～債権者への公告・催告手続～経済産業大臣への認可申請・認可～解散登記等の期間を考慮すると、概ね5～6ヶ月を要すると考えました。

また、新商工会議所設立（移行）にあたり、事務の一元化や人事・組織の管理等執行体制の関係から3～6ヶ月の移行準備期間があることが望ましく、設立（移行）の時期は、補助事業や予算執行の関係から年度の途中は極力避け、4月1日とすることが望ましいと考え、合併期日を平成22年4月1日としました。

## 協議項目：（6）部会の編成

（意見集約）

新商工会議所の部会編成は、日本標準産業分類を基本に、次の11部会に分類する。

建設部会	港湾・交通運輸部会
卸商業部会	情報文化部会
小売商業部会	金融部会
製造業部会	専門サービス部会
木漆部会	生活関連サービス部会
観光・飲食部会	

なお、部会に地区別、業種別等の分科会を設置できることとする。

また、会員はその営んでいる主要な事業に関連する場合は、2つ以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができることとする。

（協議経過）

本特別委員会では、新商工会議所の部会編成について、静岡、清水の部会分類の現況や相違点、各地商工会議所の部会分類の調査をするとともに、両商工会議所の部会長からの意見聴取を進める中で、会員が意思疎通や決定を円滑に行い、地域性の高い活動を柔軟に行えるような配慮が必要との考えのもと、幅広い検討と協議を行いました。

とりわけ、「両商工会議所の産業の特徴に配慮すべき」「合併前の部会の枠組みを尊重してほしい」との意見もあり、他の政令指定都市の商工会議所の部会分類等も参考にした上で、より適正な部会分類への検討を加えました。

まず分類方法については、他の殆どの商工会議所と同様に日本標準産業分類を基本にすることとし、地域を代表する産業である静岡商工会議所の「木漆」と清水商工会議所の「港湾」は、新商工会議所においても個別の部会に分類することで地域産業としてアピールすることとしました。またそれ以外に、合併前の部会分類のうち日本標準産業分類に則さないいくつかのケースについては、会員が部会に参加しやすい分類となるよう配慮することとしました。

その結果、新商工会議所における部会編成は、「建設」「卸商業」「小売商業」「製造業」「木漆」「観光・飲食」「港湾・交通運輸」「情報文化」「金融」「専門サービス」「生活関連サービス」の11部会としました。

また、分科会の設置については、地区別・業種別の分科会を最初から一律的に作るのではなく、その地域・業種特有の課題を踏まえて、各部会の自主性により設置し、部会活動が行えるように、「部会に、地区別、業種別等の分科会を設置できる。」としました。

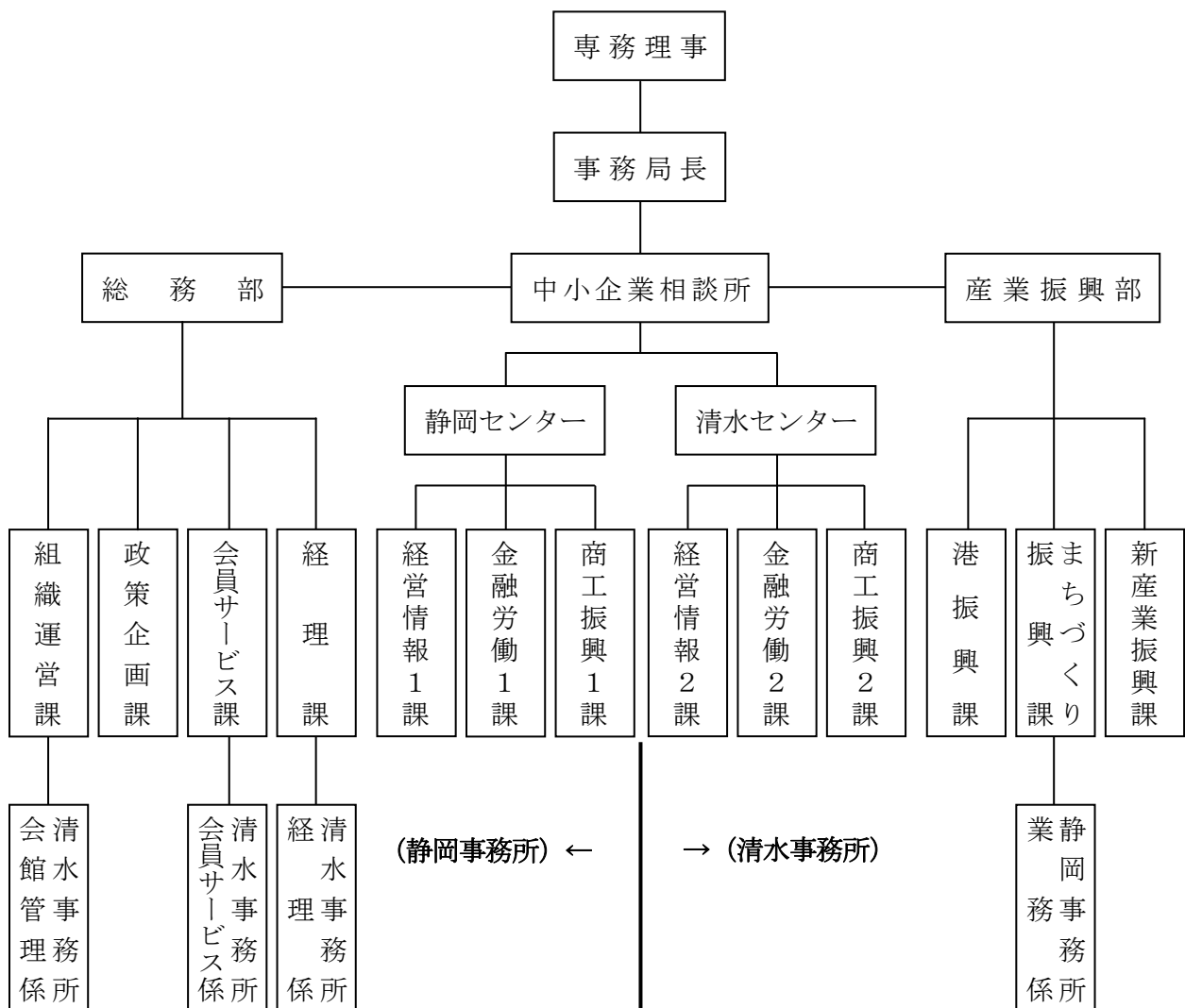
また、会員が主要な事業に関連する場合は複数の部会に参加できるように、「会員は、その営んでいる主要な事業に関連する場合は、2つ以上の部会に所属して意見を述べ、又は表決に加わることができる。」としました。

### 協議項目：(7) 組織・機構並びに職員の身分及び配置

(意見集約)

新商工会議所の組織、部課別主要業務、身分及び配置は次の通りとする。

#### 1. 新商工会議所組織 (課名等は仮称)



※部及び課等の名称については仮称とし、変更もありうる

※中小企業相談所は、2センター制を原則とする。

※従前の受付（窓口）体制は、それぞれの事務所において維持する。

※各種受託団体等は、従来の形を尊重し、それぞれの事務所において実施する。

## 2. 新商工会議所部課別主要業務等

(※課名等は仮称)

部	センター	課	係	主要業務
総務部		組織運営課		庶務・人事、役員・議員関係、常議員会・議員総会運営、会員・特商管理、会費・特商請求、静岡事務所会館管理、貸会議室、備品・消耗品管理
			清水事務所 会館管理係	清水事務所会館管理、備品・消耗品管理
		政策企画課		事業企画・立案、所内システム管理、情報化推進、委員会・部会統括、広報、会報発行、記者懇運営、HP更新
		会員サービス課		会員増強、会員サービス事業、共済制度、検定
			清水事務所 会員サービス係	会員サービス課（清水事務所）の庶務・業務
		経理課		経理統括（会議所及び団体の財務・経理）、静岡事務所の経理
清水事務所 経理係	清水事務所の経理			
中小企業相談所	静岡センター	経営情報1課		経営相談（経営、税務、情報化、創業、経営革新等）、施策普及、各団体運営
		金融労働1課		経営相談（金融、労働）、マル経、労働保険、倒産防止・小規模共済、経安
		商工振興1課		商工業振興、商店街振興、地場産業振興
	清水センター	経営情報2課		経営相談（経営、税務、情報化、創業、経営革新等）、施策普及、各団体運営
		金融労働2課		経営相談（金融、労働）、マル経、労働保険、倒産防止・小規模共済、経安
		商工振興2課		商工業振興、商店街振興、地場産業振興、各団体運営
産業振興部		港振興課		国際化、港湾・貿易振興、原産地証明他、関連団体運営
		まちづくり振興課		観光振興、地域開発関連、イベント推進・まちづくり支援、産業振興部の庶務、各団体運営
			静岡事務所 業務係	産業振興部（静岡事務所）の庶務・業務、ジョブカードセンター事業
新産業振興課		清水産業・情報プラザ指定管理業務全般、新産業振興、新技術・新事業振興、関連団体運営		

## 3. 職員の身分について

退職を希望する職員を除き、両商工会議所の職員は全て、新商工会議所の職員として引き継ぐものとする。任免及び勤務条件並びに給与等については、人事・給与管理の適正化の観点から十分な調整を行う。

## (協議経過)

本特別委員会では、組織の編成については、「管理部門の合理化」と「会員サービスの質を落とさずに利便性の向上を図る」ということを基本的な考え方として協議を進めました。

協議において、合併の最大の効果は効率化・合理化であり、組織のスリム化を図るべきとの意見もありましたが、合併の時点で拙速に合理化を進めて、会員サービスを低下させる恐れを残すより、新商工会議所が軌道に乗った時点で組織のあり方や合理化・効率化について再度議論をすべきとの考えで議論を深めてまいりました。

その結果、新商工会議所の組織については、総務部、中小企業相談所、産業振興部の3部制で運営することとしました。

3部の配置については、主たる事務所の位置に関する協議結果において、「主たる事務所は静岡へ、従たる事務所は清水におく」としたことから、管理機能を持つ総務部は、静岡事務所に配置し、産業振興部については清水事務所に配置して、港湾の振興やイベント、また今まで特に清水商工会議所が注力してきた新産業の振興など、清水事務所に配置した方が効率的でスムーズに進むと思われる事業をおくこととしました。

中小企業相談所については、静岡、清水両方に静岡センター、清水センターという名称（仮称）で配置し、両地域の中小企業の相談者が困らないように、それぞれに相談窓口を設けることとしました。

職員の身分については、退職を希望する職員を除き、両商工会議所の職員は全て、新商工会議所の職員として引き継ぐものとし、任免及び勤務条件並びに給与等については、人事・給与管理の適正化の観点から十分な調整を行うこととしました。

## 協議項目：(8) 共済制度の統合

### (意見集約)

生命共済制度、特定退職金共済制度、経営者年金共済制度については、以下の統合方針のもとに新商工会議所において、それぞれの制度の統合を図るものとする。

#### 【統合の方針】

- (1) 既加入者に対するサービスは低下させない。
- (2) 単なる統合ではなく、会員事業所のニーズに沿った将来性を考慮した制度とする。
- (3) 生命共済制度については、加入率（10%以上）を堅持する。
- (4) 商工会議所の財政基盤を担う制度とする。
- (5) 事務の効率化を図る。

#### 【新制度の内容について】

- (1) 生命保険会社各社のプロポーザルによって決定していく。
- (2) プロポーザル参加要請会社は、現制度別委託生命保険会社のうち現幹事生命保険会社4社を対象とする。

※現幹事生命保険会社＝大同生命・アクサ生命・三井生命・A I Gスター生命



(3) 制度の統合は、概ね平成22年9月1日を目途とする。

※統合までのスケジュール等については34ページを参照

(協議経過)

静岡、清水商工会議所が抱える3つの共済制度「生命共済制度」「特定退職金共済制度」「経営者年金共済制度」は、いずれも双方にとって重要な収入源となっており、統合には十分慎重に検討すべきであるとの認識がありました。

給付の水準を高くし過ぎると、商工会議所の手数料収入が確保できなくなり、低くし過ぎると加入者保護の観点から望ましいとは言えないものの、協議における優先順位としては、既加入者に対するサービスの低下はさせないことに係る要件や制度上の問題などを調査する中で、慎重に協議を行いました。

その結果、各保険会社から制度提案（テーブル表・制度運営費割合等）を受け、既加入者に有利で、且つ会員ニーズに沿った将来性のある制度として最もふさわしいものを選定し、併せて幹事会社を決定していくとの方向で意見集約を行いました。

## 協議項目：(9) 会費基準表の策定及び運用

(意見集約)

### 1. 新商工会議所の会費基準表について

(ア) 新商工会議所の会費基準については、1口の会費額は2,500円とし、規模別の口数表(年額)は下表の通りとする。

資本金額 従業員数(人)	個人	500万未満	1000万未満	2000万未満	3000万未満	5000万未満	1億未満	5億未満	5億以上
0～9	3口 7,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円
10～19	4口 10,000円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	6口 15,000円	6口 15,000円	7口 17,500円
20～29	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	6口 15,000円	7口 17,500円	8口 20,000円
30～39	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	5口 12,500円	6口 15,000円	6口 15,000円	7口 17,500円	8口 20,000円	9口 22,500円
40～49	5口 12,500円	6口 15,000円	6口 15,000円	6口 15,000円	8口 20,000円	8口 20,000円	9口 22,500円	9口 22,500円	10口 25,000円
50～99	6口 15,000円	6口 15,000円	7口 17,500円	9口 22,500円	10口 25,000円	11口 27,500円	12口 30,000円	13口 32,500円	14口 35,000円
100～199	10口 25,000円	10口 25,000円	12口 30,000円	14口 35,000円	15口 37,500円	18口 45,000円	20口 50,000円	21口 52,500円	24口 60,000円
200～299	10口 25,000円	16口 40,000円	18口 45,000円	20口 50,000円	22口 55,000円	24口 60,000円	26口 65,000円	28口 70,000円	30口 75,000円
300～499	20口 50,000円	20口 50,000円	24口 60,000円	26口 65,000円	28口 70,000円	30口 75,000円	35口 87,500円	38口 95,000円	50口 125,000円
500～999	25口 62,500円	26口 65,000円	28口 70,000円	30口 75,000円	32口 80,000円	34口 85,000円	40口 100,000円	45口 112,500円	55口 137,500円
1000～1999	30口 75,000円	35口 87,500円	40口 100,000円	45口 112,500円	50口 125,000円	55口 137,500円	60口 150,000円	70口 175,000円	75口 187,500円
2000～	35口 87,500円	40口 100,000円	45口 112,500円	50口 125,000円	55口 137,500円	60口 150,000円	70口 175,000円	75口 187,500円	100口 250,000円

(イ) 全体方針について(基本条件)

- ①会員の最低会費の年額は、個人事業者7,500円・法人事業者12,500円とする。
- ②新会費基準策定において、新会費額と合併前の会費額とを比べ減額となる会員は、合併初年度において減額する。
- ③新会費基準策定において、新会費額と合併前の会費額とを比べ増額となる会員は、合併後1年は増額を据置き、その後の5カ年以内での段階的な引き上げで対応する。

④組合・団体等（NPO法人を含む）については、企業と異なり資本金が存在しないことから、会費の算定にあたっては、一律的な年会費額を適用する。

※任意組合 一律会費額 7,500円 ※法人組合 一律会費額 12,500円

⑤地区内に所在する本社・本店が会員であり、加えて支店・営業所・工場等が会員となる場合は、一律的な年会費額を適用する（個人7,500円・法人12,500円）。

また、地区内に本社・本店を有しない事業所の支店・営業所・工場等が会員となる場合は本社資本金額を適用し、当該支店・営業所・工場等に常時従事する従業員数（役員、パート、派遣社員は除く）で会費額を算定する。

⑥地区外(管轄地域外)に拠点を有する事業所が会員となる場合は、特別会員の扱いとし、会費額は一律的な年会費額を適用する（個人7,500円・法人12,500円）。

※地区外事業所とは会員登録の所在地を地区外（管轄地域外）とするものをいう。

## 2. 役員・議員特別会費について

(ア) 役員・議員特別会費の年額は、次の通りとする。なお、当該役員・議員の年会費額は特別会費額に一般会費額を加算したものとする。

役職	口数	会費額(円)
会 頭	1,200	3,000,000
副会頭	400	1,000,000
常議員	140	350,000
監 事	140	350,000
議 員	60	150,000

### (協議経過)

会費基準については、静岡、清水両商工会議所の算定基準がそれぞれ異なることから、基準統一の協議には長い時間を要しました。

協議に際し、特別委員会での一致した基本的な考え方は、「会員へのサービスは低下させない」、「合併による会員の退会はできるだけ防ぐ」、「会員に対し合併による新たな負担を極力かけない」ということで、幅広くかつ慎重に協議を行いました。

それらの前提の元に、「新商工会議所の会費基準表」案を作成しましたが、合併前と比べ全体の会費収入額は減少の予測結果となりました。一方で、合併前に比べ会費額が増額となる会員も出てくると予測されましたが、一つの基準において公平・公正に取り扱うことの重要性と、激変緩和の策を講じて対応していくことが確認されました。

これについては、「会員の理解」というものが大変重要であり、これまで以上に事務局が努力し、会員一人一人の理解を得ることに精力的に取り組むことへの議論を深めてきたところであります。

また、これまでに行っていた事業は継続させ、サービスは低下させないということを考え、事業の効率化による経費削減や人件費の抑制、管理費面での合理化等の必要性につい

でも確認されました。

しかし一方では、会費収入の減少をすべて吸収できるほどの経費削減は厳しい状況であり、それらを総合的に加味した中で、役員・議員の特別会費額についても、慎重に検討を重ねました。

その結果、政令指定都市の商工会議所として、他の政令指定都市の商工会議所の役員・議員会費とのバランスも考慮しながら、ある程度の役員・議員会費額を維持することで意見集約されました。

また、3年に一度の議員改選期における「選挙負担金」については、新商工会議所では徴収しないこととしました。